

令和5年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和6年2月1日(火)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和6年2月13日(火)
○開会 午後2時00分
○閉会 午後3時40分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

- (1) 審議事項
イ 小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)の制限措置(案)について
ロ 遊漁規則の変更認可について
(2) 協議事項
イ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画(案)について
ロ 令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について
(3) 報告事項
イ 共同漁業権の資源管理の状況等の報告について
ロ カワウの状況について
(4) その他

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	高 橋 清 孝
会長代理	千 葉 勝 美	"	大 越 和 加
委 員	菅 原 ^{はじめ} 元	"	棟 方 有 宗
"	十二村 實	"	菅 原 ^{はじめ} 元

欠席委員

委 員	眞 壁 一 良	委 員	高 橋 計 介
-----	---------	-----	---------

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 高橋総括課長補佐

それでは、ただ今から令和5年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、8名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長から御挨拶申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。お手元に配付しております資料には、右上に番号を振っておりますので、御確認の方をお願いします。

資料1といたしまして、審議事項(1)「小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)の制限措置(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「遊漁規則の変更認可について」、資料3といたしまして、協議事項(1)「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画(案)について」、資料4といたしまして、協議事項(2)「令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」、資料5といたしまして、報告事項(1)「共同漁業権の資源管理の状況等の報告について」、資料6といたしまして、報告事項(2)「カワウの状況について」、以上6種類の資料となっております。御確認をいただきまして、不足等ありましたら、事務局の方にお声がけいただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行よろしくをお願いいたします。

○小野寺会長

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。2番の千葉会長代理と10番の菅原元委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

議事は、お手元の会議次第により進めてまいりますので、よろしくお願いします。

【審 事 事 項 1】

○小野寺会長

はじめに、審議事項(1)「小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)の制限措置(案)について」を上程します。県から説明願います。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項(1)「小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)の制限措置(案)について」につきまして御説明させていただきます。しじみ貝桁漁業につきましては、漁業法の規定によりまして、知事許可漁業の手続きとなっております。許可の内容として制限措置を定め、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で公示を行うということとなっております。

本日は、本許可に当たりまして、漁業法第58条において準用いたします同法第42条の規定に基づき、北上追波漁業協同組合が漁業権を持っております第1種共同漁業権の区域内で操業をしますしじみ貝桁漁業の許可についてでございます。令和3年6月1日付けで許可をいたしまして3年間の有効期間となっておりますが、本年5月末日をもって、3年の有効期間が満了するということから、6月の操業に向けまして新たに制限措置を定めまして、御審議いただき、改めて新しい公示を行って6月の操業に向けた許可手続きを進めたいと考えてございます。

詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料1めくりまして1ページ目でございます。こちらは制限措置等の公示に当たりまして、内容について、内水面委員会に意見を求めますというような文章の写しとなっております。

さらにめくっていただきまして、裏面の2ページ目を御覧ください。2ページ目が今回お諮りいたします内容である制限措置等の内容となっております。こちらは後ほど戻って説明させていただきます。

続きまして、3ページ目でございます。3ページ目、それから裏面の4ページ目がこちらのしじみ貝桁漁業の概要の資料となっております。しじみ貝桁漁業につきましては、第1種共同漁業権の区域内におきまして、桁網を曳航してしじみを漁獲する漁業となっております。許可制に至る経緯といたしましては、こちらのしじみ漁業につきましては、北上追波漁協さんが第1種漁業共同漁業権内で行ってきた漁業でございますけれども、平成12年に水産庁からの指摘を受けまして、許可制に移行した漁業でございます。この許可に当たりましては、漁場管理の適正化、それから操業秩序の維持ということで、漁協が資源管理計画書を策定いたしまして、それをあらかじめ県に提出いただきます。これを遵守するということとともに、漁協が共同経営するものに対して許可を与えるという運用になっております。

漁業の実態でございます。漁獲実績でございますけれども、下のグラフを御覧ください。下の棒グラフが平成12年以降から令和4年までの漁獲実績となっております。棒グラフですけれども、許可導入後の平成12年から平成20年ぐらいまではおおむね120トンから160トンぐらいの漁獲がありましたが、東日本大震災による河床の地盤沈下の

影響がございまして、震災後は極端に漁獲量が落ち込んでおります。その後、徐々に漁獲量は増加いたしまして、令和4年の漁獲量は53トンとなっております。

許可隻数でございしますが、許可隻数が同じグラフの折れ線グラフとなっております、許可導入時が58隻でスタートいたしまして、平成17年頃に船外機船が増加したということで、67隻まで増加しており、その後は震災でガクッと減少して22隻、そして、その後、徐々に操業再開する船があったということで回復し、令和5年で40隻となっております。

資料裏面の4ページ目を御覧ください。震災の影響で減ったということで、そこからの資源の回復と維持を目的といたしまして、被災海域における種苗放流支援事業という事業を活用いたしまして、平成24年から27年までにしじみの種苗合計135トンを放流しているということで、詳細につきましては、表のとおりとなっております。

(4) 資源管理でございしますけれども、冒頭に申し上げましたとおり、組合では、資源管理計画書というものを策定しまして、あらかじめ県に提出するという事となっております。資源管理計画書の方には操業計画、操業隻数、操業時期、時間、使用漁具等々が詳細に記載されているということになっております。

3の許可の概要でございします。表が(1)制限措置の内容となっております、操業区域につきましては、北上追波漁協さんが管理する第1種共同漁業権の内共第35号となっております。漁業の時期は6月1日から翌年の3月31日までとなっております。許可すべき隻数については、公示の際に別途定めるということで、下の方で御説明したいと思います。漁業を営むものの資格ということで、こちらは北上追波漁業協同組合の組合員さんで、組合と共同でこの漁業を営むものが資格となっております。許可の有効期間は3年となっております。許可の条件として2つ挙げておりますけれども、2つ目に記載のとおり、複数の許可を有する場合には、複数隻を同時に操業することができないとなっております。

今回の公示枠について4に記載しております。こちらの漁業につきましては、第1種共同漁業権の内共第35号の免許を持つ北上追波漁協さんの組合員に限定した許可となっております、許可の申請に当たりましては、先ほど申し上げておりますとおり、資源管理計画書をあらかじめ県に提出いただきまして、適正な操業管理体制が確保されているということを県でも確認するとなっております。今回、許可すべき隻数については、こちらの資源管理計画書にも記載されておりますとおりとなりまして、今回、あらかじめ漁協さんの方に操業の意向を確認した上で、公示の隻数については定めることとしております。事前に聞きましたところ、前回、令和3年、3年前に許可した隻数が40隻となりますけれども、この40隻から廃業される方が2隻いらっしゃるということで、この2隻を除いた38隻で今回公示の方を考えております。

資料の2ページ目に戻りまして、制限措置の内容等について御覧ください。表の制限措置の内容でございしますけれども、その中の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、事前に組合に確認した隻数ということで、38隻として公示したいと考えております。それから許可の申請をすべき期間といたしましては、1番下に記載のとおり、今年の3月25日から4月24日までの1か月間を予定しております。

以上でございします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

ございませんか。

○大越委員

漁業の実態のところ、年ごとに漁獲量を示したグラフがあると思いますけども、先ほど説明のあった、平成23年以降からしばらくは震災の影響で漁獲量が減っているというのは、御説明のとおりだと思うんですけども、気になるのがその前の平成21年、平成22年のところが減少して半分ほどになっていると、これは何かの理由があるのでしょうか。教えていただければ嬉しいです。

○水産業振興課 永木技術主任主査

平成20年までは100トン以上の漁獲があって、その後、急に21、22年と減っているという状況がございまして。今、手元に資料がありませんので、また、調べまして、改めて御報告させていただきたいと思います。

○小野寺会長

私から1つだけ。6月から翌年3月31日ということは、4月、5月は休漁期ということですか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

はい。仰るとおり、漁業の時期には含まれておりません。この時期の操業はございません。

○小野寺会長

分かりました。ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

もし、質問がなければ県から諮問のあった「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、令和6年2月8日付け水振第903号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨を答申することといたします。

【審 議 事 項 2】

○小野寺会長

続いて、審議事項（２）「遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。県から御説明願います。

○水産業振興課 阿部主事

資料２を用いて御説明いたします。

１ページは県から内水面漁場管理委員会宛ての諮問文書の写しとなっております。

続きまして、２ページを御覧ください。まず、概要でございますが、令和６年２月１日付けで広瀬名取川漁業協同組合から内共第１８号及び１９号第５種共同漁業権遊漁規則の変更認可申請書の提出がございました。こちらは漁業法において、遊漁規則を変更しようとする場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴くよう定められていることから、今回御審議いただくものとなっております。

変更内容についてでございますが、今回、変更する内容は２つございまして、１つ目が遊漁規則第４条第２項（漁具・漁法の制限）で投網を禁止している区域に広瀬川支流の青下川の「仙台市青葉区作並に位置する青下第１ダム下流２００ｍより上流の全域」を新たに投網を禁止する区域として追加してございます。二つ目が遊漁規則第６条（禁止区域）に広瀬川支流青下川の「仙台市青葉区作並に位置する青下量水堰上流２００ｍから青下第１ダム下流２００ｍまでの区域」を新たに禁止区域に追加するものでございます。また、漁業権行使規則にも当該（１）（２）を追加する申請があり、行使規則へも追加するものとなっております。

変更理由につきましては、令和５年漁業権一斉切替えの際に青下川に位置する青下第１ダムの管理者である仙台市水道局より、当該ダムは水道用水として使用されていることなどから取水施設である青下第１ダムや青下量水堰周辺を禁止区域とすることなどを条件として漁業権を設定することとしておりました。今回、仙台市水道局より遊漁規則に上記の禁止区域を記載するよう求められたことから、仙台市水道局と協議の上、変更認可申請し、遊漁規則に禁止区域として加えるものでございます。こちらの禁止区域を追加した上でイワナ等の渓流魚が主な遊漁対象魚種となる当該河川で令和６年３月の渓流解禁を迎えるものとなっております。また、先ほども説明したとおり、行使規則にも当該区域に係る「漁具・漁法の制限」及び「禁止区域」に同様に規定することから組合員と遊漁者とを不当に差別する規定ではございません。

続いて、３ページを御覧ください。スケジュールにつきましては、令和５年１２月１０日に広瀬名取川漁協の臨時総会で決議し、令和６年２月１日に漁協から県へ変更認可申請がありました。そして、本日の委員会で諮問を行った後、２月下旬を目処に県で遊漁規則と行使規則の変更認可を行います。そして、変更認可した遊漁規則を県公報に登載する予定としてございます。

その下は位置図となっております。赤が漁業権設定区域でございまして、その内の緑の部分が今回、禁止区域に設定するものとなっております。

続きまして、４ページは今回の遊漁規則の変更認可に係る参考法令となっておりますので後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、５ページは広瀬名取川漁協の組合員数の推移、遊漁券販売実績の推移、主要

3魚種の増殖実績のデータが記載されてございます。

その後ろの別にホチキス止めされている資料は1ページ目が広瀬名取川漁協から知事宛ての遊漁規則変更認可申請書となっております。2ページ目の変更理由書、3ページから7ページが改正後案の遊漁規則の全体のものとなっております、8ページから13ページが新旧対照表となっております。また、その後ろの右肩に参考とあります別にホチキス止めされている資料は行使規則の変更認可申請書となっております。こちらも先ほど説明させていただいた遊漁規則と同様の資料構成となっております。後ほど御確認いただければと思います。

以上が審議事項(2)「遊漁規則の変更認可について」の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。
ございませんか。

○千葉会長代理

私の立場上、質問するということ大変恐縮でございますけれども、広瀬名取川漁協さんの案件でございますけれども、水道水に利用するからその周辺区域を禁止区域とすることは何か水道水と因果関係はあるんでしょうか。私どもの方もダムを抱えておりますけれども、何か因果関係があるために禁止区域を設けなければいけないのかなというのは、こういう事例が発生すると私どもの方にも繋がってくるのではないかという思いはするものですかからお尋ねしてみたいと思います。

○水産業振興課 阿部主事

令和5年の漁業権一斉切替えで関係機関に協議させていただいた際に、仙台市水道局の方でこちらの位置図で示しております緑の部分が仙台市の水道用水となっているということで、こちらの方で釣り具でしたり、投網した際の不法投棄等のそういったものが混じらないようにここに漁業権を設定する場合には、こうした禁止区域だったり、あとは漁具・漁法の制限をしてくださいということで条件を付けられていましたので、そちらの条件を今回、規則に明記して追加しているものでございます。そして、花山漁協さんの漁場区域に関しましては、特段、漁業権を設定する際に条件を付けてくださいというような条件は上がってきいていなかったもので、条件の付いているところだけ、今回、規則に明記させていただいていることになります。

○千葉会長代理

いや、確かにそのとおりなんですけれども、要するに仙台市水道局で今までもこういった不法投棄とかそういう事例があったから、こういう条件になったんでしょうか。

○水産業振興課 阿部主事

今までそういった事例はなかったんですけれども、実際に青下川の上流域では漁業権設

定する前からゴミの不法投棄が多く目立っていきまして、漁業権設定するに当たりまして、漁協さんが漁場管理する上で漁協さんが主体となってゴミの清掃活動といった取組を行っていくことで約束させていただいておりまして、その中で規則にも明記してくださいということで今回、明記しているものとなっております。

○千葉会長代理

今の説明お聞きしますと漁業者が不法投棄とかではなくて、一般の方々からの不法投棄に今、聞こえたんですがね、そうすると、むしろ漁業協同組合の方で私どもも取り組んでおりますけれども、やはり1年に1回とかそういう形の中で事業として環境整備とかそういうものに取り組んでもらった方がいいのではないかなというような気がするんですがね。むしろ禁止区域にしてしまうと、漁業者も入り込めない、漁協も入らなくてもいいようになってしまうんですね。そうすると、むしろ広域的な根拠として、仙台市さんにもう少しそういう規制を和らげてもらって、こっちの方に取り組んでもらった方がいいような気がするんですが、その辺は仙台市さんとの協議の中でなかったんでしょうか。

○水産業振興課 阿部主事

今回、漁業権を設定する上で、各漁協さんの方でも、年に何回か環境整備といった活動をしていただいている漁協さんが多いんですけども、そういった活動もこの河川でもしていきますということ、そして水道用水だということで、仙台市さんの方でもここを厳密に管理していきたいということで、今回規則の方にも入れていただきたいと要望がございましたので、そちらの方で環境整備プラス規則の中でもルールを設けていきたいということで、今回お諮りしているものでございます。

○千葉会長代理

納得しますけど、事例としましてね、私どもの花山ダムに対する取組でありますけれども、年に数回あるいは数十回船でもってですね、ダム周辺の清掃活動等も取り組んでいるんですよ。いわゆる、イメージ的にやはり我々も漁協として、そういう環境整備に取り組んでいますよというような、周りに対するアピールも必要ですし、釣り人の方々に対してもそういうアピールをしておくことによって、ゴミの持ち帰り等々を行ってもらうように取り組んでおりますけど、その辺の取組をむしろ仙台市さんの方に強く言われた方がいいのかなと思いはします。これはこれで上がってきたものですから、私はこの協議の中では賛成しますけれどもね。分かりました。

○小野寺会長

多分千葉委員が言われたことで、例えば、そのダムの管理者が飲料水なのでここは触らないでほしいみたいな主張をされると、例えば、大倉ダムも飲料水なので、そういう主張されると、ここは一応認められているんですけど、現在ね。徹底的にそういう主張があったら飲まないといけないのかということが一点あると思います。ただ、事例として、だから全てそのダムというのは飲料水をやっていて、大概が認められているんですけども、この事例を先例として、次のステップで新しいダムが作られると、そこはもう全面的にダメだよというような話にならないかということだろうと私は受け取りました。

○水産業振興課 阿部課長

ただいまの緑色の河川でございますが、担当からも説明しましたとおり、漁業権のなかったところに改めて組合側で管理したいという部分の要望があり、仙台市の方ではその区域だけではですね、飲料水という部分を今回重点的に考えたいという部分でそこで協議をした中で、じゃあこの緑の部分は遊漁者と漁業者の禁止区域にしてですね、全体を管理していきましょうという、合意になったということで今回の禁止になったと。これが他の河川全てで適用になるのかっていうのは、また別の話になりますのでその都度、既存にある漁業権なのか、また、その新しく設定する河川なのか、その辺から場面、場面でですね。改めて協議になるというような形だと思います。

○小野寺会長

私の考えていうと、今の問題はここに漁業権を設定したから浮かび上がってきて、私はここあまりいい釣り場じゃないんですよ、釣り人から言うと。でも漁協が管理で入るっただけで、環境は少なくとも良くなると、環境が良くなった段階で、このダム湖の中も良くなって、仙台市が例えば、釣り人が入っても大丈夫って判断した時には、次はむしろこの漁業権設定をお願いするというステップになるだろうという、そういうステップの最初でいきなり何もかも認められるんじゃないくて、やっぱり水道管理者の意向というのを尊重しながらというその問題が出てきた第一歩だと私は思っていて、むしろこれはやっぱり前に進んでいくステップとして必要な段階だろうと思っています。釣り人からしたら100%でない、いや、釣り人から言うと、実はこの青下川の区域はいい釣り場じゃないんです。だから、釣り人としても実はなんでもないんですけどもだけど、その今言われたような権利等の問題だったとすれば、むしろ話し合いのステップの最初の一步になる。だから漁協が入ることですごくいい釣り場になって、このダム湖もすごくいい釣り場になったら、またそれは別の話で、その時期になるのに10年間から20年間か分かりませんが、そうなったらそういう話し合いが持たれてもいいだろうと思いますけど、今の段階はとにかく一步先に進むということで、私は結構なことだとは思っています。

○小野寺会長

それでは他に何かございませんか。

もし、質問がなければ県から諮問のあった「遊漁規則の変更認可について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、令和6年2月7日付け水振第899号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨を答申することといたします

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【協 議 事 項 1】

○小野寺会長

次に協議事項に入ります。

協議事項（１）「第５種共同漁業権の免許条件に係る令和６年度増殖事業計画（案）について」を上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局 永木技術主任主査

こちらにつきまして、資料３を御覧いただき、こちらに基づきまして、御説明させていただきます。資料３につきまして、毎年のことではございますけれども、内水面の第５種共同漁業権ということで、こちらの漁業権につきましては、水産動植物の増殖をすることが免許の条件となっておりまして、県では免許を受けた漁業協同組合さんに対しまして、毎年度ヒアリングをさせていただきまして、増殖事業の実績であるとか、あるいは来年度の目標とする増殖量について確認を行っているところであります。今年も各組合さんの令和５年度の実績、それから令和６年度の計画を取りまとめましたので、この内容について協議をいただくものとなっております。本日の内容で問題がなければ、令和６年度の増殖計画として県から組合さんの方に通知をするという流れになります。では、資料３をめくっていただきまして、Ａ３の資料となっております、こちらを御覧ください。こちらの表なんですけれども、漁業権の免許番号ごとにまとめたものでございまして、左側から漁業権の免許番号、そして漁協名、それから対象としている魚種、その各魚種についての増殖方法、そして単位で令和５年度の増殖の計画とそれに対しての実績がどれぐらいで達成率はどれぐらいであったか、令和６年度については、どれぐらいの増殖を計画しているかということで、令和５年度の計画と令和６年度の計画を比較しまして増えている場合は上向きの矢印、同じ場合は横向きで、減っている場合は下向きの矢印という形で表しております。それぞれの内容について補足説明がある場合は、補足説明の欄に記載しております、一番右側が令和６年度の計画に対する県の意見をまとめた表でございまして、それで、免許番号の１号から簡単に御説明の方させていただきたいと思っております。１号が気仙沼大川漁協さんということで大川漁協さんにつきましては、令和５年度につきましては、おおむね計画どおりの放流をしていただいたところでございまして、令和６年度も令和５年度と同規模での計画を予定しております。なお、アユそれからヤマメ、ウグイの汲み上げ放流のところ、計画では実施する予定ではあったんですけれども、十分な水量があって問題なく、遡上できていたということで、今年度は実施していないということで、来年度も遡上の状況を見ながら実施していくということでございました。続きまして、２号の本吉町淡水漁協さんでございまして、本吉町淡水漁協さんも令和５年度はおおむね計画どおりの増殖を行っていただいたところでございまして、令和６年度についても同様の同規模での計画となっております。すみません、１つ訂正ございまして、アユの種苗放流のところでは令和６年度の部分でございまして、令和６年度の放流予定数が１００キロということで、令和５年度と同様ですので、矢印の方向を間違っておりまして、上向きではなくて横向きに訂正をお願いいたします。申し訳ございません。なおですね、ヤマメとウグイにつきましては、汲み上げ放流を実施する計画でございましたけれども、汲み上げ放流よりも魚道の改良を進めているということで、汲み上げ放流より魚道を改良することによる自然の遡上を促した方が効果的だということで、来年度も引き続き実施していくということで

ございました。3号と4号が志津川淡水漁協さんということで、志津川淡水漁協さんにつきましては、ヤマメにつきましては、計画どおりの放流となりましたが、アユとウナギについては、それぞれ実績で50%、ウナギについては、できなかったというような実績でございました。アユについては、2回放流を予定していたんですが、2回目が7月以降ということで予定していたところ、7月末から極端な渇水になったということで、アユを放流できる状況になかったため2回目の放流ができなかったということで、放流実績50%となっております。それからウナギにつきましては、これは令和5年の漁業権切替え時に追加された魚種ということで、令和5年度中は種苗放流の準備が整わなかったんですけれども、令和6年度につきましては、種苗の購入先を検討いたしまして実施していく予定ということでございました。続きまして、5号と6号の迫川漁協さんですけれども、迫川漁協さんにつきましても、アユ、イワナ、ニジマスの放流を予定されておりましたけれども、こちらも計画を下回る実績となっております。こちらにつきましては、迫川漁協の方でサケ増殖事業、他の漁協さんも同様ですけれども大変不調だということで、そちらに伴って予算不足で組合の方で、経営状況が悪化しているということで、放流の予算の確保がままならなかったということで減少しているものでございます。なお、令和6年度は、なんとか今年の計画と同数で確保して実施していきたいということで伺っております。

続きまして、めくっていただきまして、2ページ目でございます。漁業権番号の7号、8号、9号の花山漁協さんでございますけれども、イワナとワカサギの放流、それから増殖について計画されておまして、ワカサギにつきましては、計画を上回る種苗放流ということで実施していただいたところでございます。イワナにつきましては、ワカサギの方を中心に種苗放流に取り組んだということで、少しイワナの予算が不足したということで、種苗放流の数は計画を下回ったところでございます。令和6年度につきましては、イワナについては、少し放流量を増やしてやっていきたいということでございました。イワナについては、令和5年度の実績と同規模での放流を予定しているということです。ワカサギにつきましては発眼卵の放流と人工ふ化事業というのも計画されていたとのことだったんですけれども、こちらにつきましては、花山ダムの上流部で工事があったということで、それを実施する環境になかったということで未実施ということになっておりますけれども、令和6年度は実施したいということで伺っております。続きまして、10号の伊豆沼漁協さんでございます。伊豆沼漁協さんにつきましては、毎年、ウナギの放流に取り組んでいただいております。令和5年度は91kgということで予定はしていたんですけれども、栗原市さんの方からいただいていた補助金がなくなったということで、30kgしか放流できなかったということでございます。令和6年度につきましても、補助金はないということで、予算を見ながら放流の計画となっております。続きまして、11号の長沼漁協さんにつきましても、うなぎの放流を実施していただいております。令和5年度は計画どおり令和6年度につきましても、今年と同程度の放流を予定しているということです。続きまして、12号の鳴子漁協さんでございます。鳴子漁協さんにつきましては、おおむね計画どおりの放流を実施していただいておりますけれども、ヤマメにつきましては、種苗放流の実績の50%となっております。こちらにつきましては、夏の高水温がございまして、種苗の供給元で斃死が発生したということで計画を下回ったということでございます。それからニジマスにつきましては、種苗放流の実績が計画を上回って2倍以上となっております。こちらにつきましては、補足説明のところに書いてありますとおり、遊漁

券の売上げが好調であったということで、種苗放流を増やして放流したということです。令和6年度の計画につきましても、おおむね令和5年度と同様となりますけれども、ニジマスにつきましては、遊漁の実態を見ながら放流を増やしていくというような意向ということでございました。

続きまして、3ページ目でございます。13号が江合川漁協さんということで、令和5年度につきましては、アユは79%ということでこちらは天然の遡上が好調であったということで、放流数を減らして実施したということでございました。ヤマメの発眼卵と産卵場造成につきましては、環境等が整わなかったということで未実施となっております。令和6年度の計画につきましては、遊漁者も含めた増殖委員会というのを年度明けの6月ぐらいだったと思いますけれども、実施するということで、そこで決定するというところで現時点では未定と伺っておりますけれども、おおむね前年並みを想定しているということでございました。17号が北上川漁協さんと北上追波漁協さんとなりまして、まず、北上川漁協さんでございますけれども、北上川漁協さんにつきましては、毎年、自河川で遡上する稚アユを堰で採捕して、自河川、それから他の河川にも供給しているという漁協さんでございます。令和5年につきましては、遡上するアユが多かったということで、計画を上回る放流実績となったということでございました。令和6年度も令和5年並みの放流を予定しているということでございます。北上追波漁協さんにつきましては、ヤマメの放流に取り組んでいただいております、おおむね計画どおり放流を実施されたということです。令和6年度につきましても、前年度並みの放流を計画しているということでございました。

続きまして、4ページ目を御覧ください。14号、15号の鳴瀬吉田川漁協さんでございます。令和5年度につきましては、おおむね計画どおりの放流をしていただきました。ウグイとオイカワにつきましては、産卵場造成というものを予定されていたとのことだったんですが、それに代えてですね、外来魚駆除、カワウ対策等に取り組むということで資源保護を実施していくということでございました。令和6年度につきましても、令和5年と同規模の放流、増殖行為を予定しているということでございました。続きまして、16号が宮城県漁協仙台支所さんということで、こちらが漁業権切替で貞山運河にウナギの漁業権を変更となったものでございまして、ウナギを対象としたというところで、今年、ウナギの放流を予定したいところではあったんですが、こちらも種苗の購入体制が整わなかったということで未実施となっております。令和6年度につきましては、種苗を購入して放流を実施していく予定ということでございました。続きまして、18号、19号の広瀬名取川漁協さんでございます。広瀬名取川漁協さんでは、アユ、イワナ、ヤマメ、フナの種苗放流のほか、汲み上げ放流であるとか発眼卵放流等、あるいは産卵場造成に取り組んでおられます。令和6年につきましては、おおむね計画どおりの放流となっております。もう1つ訂正でございまして、アユの産卵場造成のところ、広瀬名取川漁協の上から3行目になりますけれども、産卵造成のところ達成率がパーになっておりますけれども、こちらは計画どおり実施していただいたということで、パーではなくて100%となります。申し訳ございません。100%に訂正をお願いいたします。それからワカサギでございますけれども、ワカサギにつきましては、発眼卵の放流を実施する予定でございましたけれども、種苗供給元で種卵が不足したということで令和5年度につきましては、できなかったということです。令和6年度については、新たな購入先を検討し

たいということでした。

最後、5ページ目を御覧ください。20号、21号が蔵王非出資漁業協同組合さんということでイワナの種苗放流等に取り組んでいただいております。令和5年度は計画どおり放流、それから産卵場造成を実施していただきました。令和6年度につきましても、令和5年度と同程度の増殖事業を予定しているということでした。22号が白石川漁協さんということで、白石川漁協さんにつきましては、アユ、イワナ、ヤマメの種苗放流、それからワカサギの発眼卵放流に取り組まれているということです。令和5年度につきましては、イワナ、ヤマメの種苗放流量が減少ということで、イワナにつきましては、購入先で高水温のために数量を減らして放流したということで、ヤマメにつきましても、種苗の生育不良があったということで購入できなかったということでした。イワナの産卵場造成にも取り組んでこられたところではあるんですけども、組合員の高齢化ということもあって、溪流での作業がなかなか安全を確保するのが難しくなってきたということで、来年も実施できるかどうかについては未定ということでした。それ以外につきましては、おおむね令和6年度は令和5年度と同程度の規模での放流を予定しているということでした。なお、アユについては、遊漁収入が増えた分がありましたので、こちらを来年度、少し多めに種苗の購入費に充てたいという意向でありました。最後は、阿武隈川漁協さん23号でございます。阿武隈川漁協さんにつきましては、台風19号の影響での災害復旧工事がずっと続いているということで、以来、放流事業については実施できていないという状況でございます。今後に関しましても、河川の復旧工事が継続する限りは難しいということで、工事の進捗を見ながら実施していくということでした。今の段階で何とも言えないということではありましたが、最短であれば、もしかしたら来年度ですね、令和6年5月頃の放流もできるかもしれないというような状況でございました。

以上が令和5年の実績と令和6年の計画となっております。一番右側の県の意見というところを御説明しておりませんでした。令和6年度の増殖事業の計画につきましては、どこの漁協さんにつきましても、漁協の計画どおりということで、県の意見としまして増殖事業計画としたいというふうにして考えております。なお、対象魚種の中に放流事業の実施が難しいものもあるということで、これらの計画のない魚種につきましても、組合の経営状況であるとか、資源状況、あるいは工事の状況を勘案していただきまして、生息場の造成であるとか、産卵場の造成に積極的に取り組んでいただきたいという意見を付けさせていただきたいと思っております。

資料3については、以上なんですけれども、参考資料といたしまして別のホチキス止めで参考資料資料3・5関係というものを付けております。こちらにつきましては、改めて御説明はいたしません。内容といたしましては、各漁協さんからのヒアリングの内容と、今、申し上げました増殖事業の計画、実績以外の部分、例えば、増殖事業の収支であるとかそういったところにつきまして、まとめた資料でございます。

資料の方の説明は以上でございます。お願いいたします。

○小野寺会長

御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。おおむね例年どおりというぐらいの印象ですが。

よろしいですか。

それでは、「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画（案）について」はこれまでとします。

【協 議 事 項 2】

○小野寺会長

続いて、協議事項（2）「令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」を上程いたします。これも事務局からお願いします。

○事務局 瀧上主事

私の方から資料4「令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」御説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、来年度の内水面委員会の計画案だったんですけれども、来年度につきましても、例年と同様に4回の開催を予定しておりまして、1回目が7月の中旬頃、2回目が10月の中旬頃、3回目が12月の中旬頃、4回目が3月の中旬頃を現在、検討しております。そして、来年度だったんですけれども、現在の、委員の皆様の任期の満了の方が令和6年の11月末となっております、令和6年の10月の中旬でこの2回目の内水面委員会で現在の委員の皆様の任期の方が満了になるというような形となっております。それに当たって、2回目には協議事項として次回の委員の方への引継ぎ事項について、そして、12月の3回目では会長の互選について、第21期委員からの引継ぎ事項についてという形で次の委員の方々に引継ぎを行うような形となっております。また、3回目ではオオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流に係る委員会指示（案）についてということで、こちらが3年ごとの委員会指示となっております、来年度の3月に委員会指示期間が終了するので、この時に行う形となっております。その他の議事については、基本的に例年どおりというような形となっております。

以上で説明を終わります。

○小野寺会長

これについて何か御質問ありますか。

よろしいですか。

なければ、「令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」はこれまでとします。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

【報 告 事 項 1】

○小野寺会長

次に報告事項に移ります。

報告事項（1）「共同漁業権の資源管理の状況等の報告について」を上程いたします。事務局からお願いします。

○事務局 阿部主事

資料5及び協議事項(1)に使用した組合個別調査票をお手元に御準備願います。

1ページを御覧ください。こちらの報告についてですが、改正された漁業法におきまして、漁業権免許されている者は資源管理の状況等について、都道府県知事への報告義務が定められております。都道府県知事が定める方法により年1回以上、都道府県知事の定める日までに行うものとされております。また、こちらの報告は内水面漁場管理委員会へ年1回以上報告するものとなっております。

丸の2つ目に移りまして、第5種共同漁業権につきましては、漁業権対象魚種の増殖を行うことが義務付けられておりまして、毎年12月から1月に提出された増殖事業計画及び実績報告書について各漁協さんにヒアリングを行いまして、今回、御報告させていただいております。増殖事業の実績報告書の内容が今回の資源管理の状況等の報告と共通している部分でございますので報告書の提出をもちまして資源管理の状況等の報告としています。また、第1種共同漁業権につきましては、第5種共同漁業権と同様に増殖事業実績報告書の項目と重複していることから、第5種共同漁業権と合わせて報告いたします。

報告事項につきましては、「漁業権の種類及び免許番号」、「報告の対象となる期間」、「資源管理に関する取組の実施状況」、「操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況」、「組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況」、「その他必要な事項」の6つでございます。また、報告の対象となる期間につきましては、増殖事業の実績報告書が4月から翌年3月までの実績を報告してございますので、3月は見込みになりますがそちらの対象期間に合わせているものとなっております。

2ページを御覧ください。増殖事業の実績報告書を県に提出していただいた際に県で漁業権を適切に活用しているか確認する際のチェックシートになってございます。報告いただいた事項に基づきながらチェックシートを作成させていただきまして、漁業権が適切に使用されているか、問題がないか等を確認しまして、問題がありましたら指導や勧告を行うといったことになります。こちらのチェックシートを用いて判断しまして、その判断内容を委員会へ報告させていただくこととなっております。

3ページを御覧ください。これまで説明させていただいた資源管理の状況等の報告の令和5年度分の概要を説明させていただきます。報告対象につきましては、第5種共同漁業権が23件、第1種共同漁業権が6件ございます。資源管理の状況等の報告に対する確認結果といたしましては、次の3項目を基に判断しております。(1)資源管理の状況等の報告につきましては、全ての漁業権者より報告が提出されております。(2)資源管理の状況につきましては、漁業権対象魚種の増殖行為が行われていることを協議事項(1)でも確認させていただいたとおりです。また、行使規則や遊漁規則で漁具・漁法の制限や産卵区域の保護等が規定されておりましたので資源管理の取組が行われていたと判断しております。続いて、4ページに移りまして、(3)漁場の活用状況につきましては、震災による環境変化や災害復旧工事等で活用できない漁場を除き、全ての漁業権者が操業可能な期間の相当程度を利用していたと判断しております。行使状況がほとんどない2件につきましては、環境変化による漁業権対象魚種の著しい減少や物理的な入漁制限によるものでありまして、やむを得ない理由であると判断してございます。こちらの2件を具体的に申し上げますと、内共第16号の宮城県漁協さんで令和5年8月まで井土浦の方に免許されてございますが、井土浦が震災による環境変化で、ウナギの生息がほとんど見られなくなったということです。

令和5年9月以降は貞山運河に変更となりましたのでウナギは見られているとのこと。また、内共第33号の伊豆沼漁協さんの第1種共同漁業権の方でございますが、漁業権対象魚種外のハスの繁茂によって、他の植物の生育が阻害されたり、ハスの過剰な繁茂によって船が物理的に出せないというような状況ございまして、やむを得ないと判断してございます。最後に(4)の評価の結果でございますが、今回、第5種共同漁業権の23件と第1種共同漁業権の6件を合わせた29件が問題なしと判断されました。29件の内、有効に活用されていないと判断されたのが2件でございますが、先ほど説明しましたとおりやむを得ない事情がございまして、合理的な理由であることから問題なしとさせていただいております。

5ページと6ページが、それぞれの漁業権番号ごとに確認を行った結果となっておりまして、全て問題なしという判断でございまして、一部はやむを得ない事情があったということで、問題なしと判断させていただいております。

7ページと8ページは、今回の報告に関係する関係法令となっております。こちらは参考でございますので、後ほど御確認していただければと思います。

報告については以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御意見、御質問でございますでしょうか。先ほどの増殖計画で中身は報告されていますので、よろしいですか。

なければ、「共同漁業権の資源管理の状況等の報告について」はこれまでとします。

【報告事項 2】

○小野寺会長

続いて、報告事項(2)「カワウの状況について」を上程いたします。県から説明願います。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、「カワウの状況について」ということで資料6を用いまして、宮城県カワウ適正管理指針の第Ⅱ期(案)の策定状況の方を説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、概要でございますが、こちらは令和3年4月に県の方で作成しました宮城県カワウ適性管理指針につきまして、今般のカワウによる漁場被害の現状ですとか、これまでに実施しましたカワウ被害対策の取組み状況を踏まえまして、今後、10年間で実施すべき対策を取りまとめた宮城県カワウ適正管理指針第Ⅱ期を作成しまして、一層の内水面漁業被害の軽減ですとか、カワウ個体群の管理を図るものとなっております。2番に今回改正します指針の主な変更の内容を記載してございます。まず、

(1)の計画の期間ですが、現行の指針は、今年の3月までとなっておりますが、次の指針につきましては、令和6年4月から令和16年3月までの10年間の期間を設けてございます。続きまして、カワウ管理の目標でございますが、こちらは県内に存在するねぐら・コロニー、カワウはコロニーに集まっているということがありまして、こちらに生息している個体数を管理して、春期における被害を与えるカワウの個体数を現況値の約

1,000羽から10年後までにその半分の500羽以下とすることを目標としてございます。この半分の考え方ですが、国の環境省と水産庁が平成26年のカワウ対策の進め方というところで、10年間で半分にするという考えがございまして、これに倣うような形で半分の目標を定めております。また、被害を与えるカワウの個体数真ん中に表がございしますが、こちら推定値となっております、実際、今年度の春ですが、カワウが本県にどのぐらいいるかという、2,600羽程度生息していることは確認されているんですけれども、基本的に海岸の松島湾とかですね、そういったところの生息数が多い形で、実際、それがどのぐらい内水面に飛来しているかというところがございまして、水産庁の推計方法を用いまして、推計するとだいたい1,000羽ぐらいになるという形になっておりまして、その1,000羽を今後、10年間で500羽まで半減させるという目標に定めてございます。続きまして、(3)カワウ管理のための取組でございしますが、まず①といたしまして、カワウがどのぐらい本県に生息しているかというモニタリング調査になります。こちらはねぐら・コロニーにおけるカワウの生息数調査、あとは飛来数の調査を行っているんですけれども、これを継続するという形です。②といたしまして、被害防除対策、カワウ被害を軽減させるために物理的遮断という形でテグス張りですとか、ビニールテープ貼り、あとは漁場における花火などを用いた追い払い、あとは魚類の放流方法や放流時期の工夫というものがございします。③といたしまして、個体群の管理、これはカワウの個体数を管理していくという形ですが、ねぐら・コロニーでの追い払い、あとはカワウの捕獲、繁殖抑制というものがございします。本県で行われているのが現在、追い払いと捕獲、捕獲については、銃器を用いた捕獲ですとか、釣り針を用いた捕獲などが主に行われております。今回、新たに盛り込んだ視点といたしましては、その下にあります、ねぐら・コロニーにおける生息数規模に応じて大中小、あとは新しいコロニーという形で規模とか新しいとかそういった視点でですね、個体群を管理していくという視点を設けてございます。続きまして、スケジュールなんですけれども、こちらの指針なんですけれども、今年の1月まで内水面漁協さんですとか、日本野鳥の会さん、あとは本日もお越しいただいている宮城教育大学の棟方先生とかですね。皆さんと内容を調整しまして、先週になるんですけれども、2月6日の令和5年度宮城県カワウ対策協議会において、指針案を協議したところでございます。現在、その案に対する意見を構成員の皆さんに照会しているところでございまして、これを来月にかけて構成員の皆さんからいただいた意見を踏まえて、内容を修正して、今年の4月に策定するというスケジュールを想定してございます。参考までに裏面の方に構成員のリストを掲載してございます。現在、この構成員の方々に内容を確認していただいているところでございまして。こちら作成できましたら、また、こちらの委員会の方でも報告させていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございます。

御質問ございませんか。よろしいですか。

なければ、「カワウの状況について」はこれまでとします。

○小野寺会長

次、その他に移ります。

まず、委員の方々からその他で議題がありますでしょうか。

お願いします。

○高橋清孝委員

先ほど北上追波のシジミ漁で平成22年でしたか、非常に2年間減少したその原因についてというお話があったんですけども、私もですね。20年くらい前にシジミを調査したことがあります、かなり大量死したんですね。その原因を調べたんですが、飯野川の取水堰ですね、雨が降らなくて渇水状態になってくると、極端に水量が減るんですね。水門を閉めてしまいます。そうしますと酸欠になって大量死します。ですから、その後はある程度水門を開けるようにということで話し合っ、全く遮断するってことはなくなったと思うんですが、それでもですね、水量が減ると塩分量が高まるんです。あそこは大きな川ですので、満潮時に海水が川底を上ってくるんですね。飯野川付近まで海水が上ります。そうすると今度は繁殖できなくなるんですね、塩分濃度が高まると稚貝が着底できなくなって再生産できなくなると。ですから、その場合はたくさん減った前年、あるいはその前々年あたりの水量がかなり影響している可能性がありますので、その辺を御検討いただければと思います。

○小野寺会長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

今の高橋清孝委員、仰ったとおり、河川水量の減少に伴う底質のDOの低下という部分、平成19年度の調査結果しか、今、見つけられなかったんですけども、平成20年前後に発生し、大量斃死というような事例が発生しておるようでございました。

以上です。

○小野寺会長

大越委員よろしいですか。

○大越委員

はい、ありがとうございます。

○小野寺会長

他にございませんか。

お願いします。

○水産業振興課 後藤課長補佐

その他ということで、私の方から東京電力福島第一原発事故に伴う内水面魚種の出荷制

限指示の一部解除について、資料なく口頭で報告させていただきます。

御承知のとおり、平成24年4月に設定されました放射性セシウムの基準値を超える水産物につきましては、市場に流通させないなどの対応が求められております。本県内水面の魚種につきましても、基準値を超える放射性物質が検出された魚種につきましては、現在、出荷が制限されておりまして、平成24年の4月以降、名取川や大倉川の上流域、広瀬川のイワナであったり、白石川のヤマメ、阿武隈川のウグイなどは対象水域において、今も国により出荷制限が継続されているところでございます。これら出荷制限されていた一部魚種及び対象水域について、今般、国において、解除される見込みとなったことから、本日、報告をさせていただくものでございます。解除されます魚種及び水域でございますけれども、イワナにつきましては、名取川、広瀬川、大倉川などの5河川が、ウグイにつきましては、阿武隈川で出荷制限指示が解除される予定でございます。これらの出荷制限指示の解除につきましては、あさって15日の4時に国から記者発表がありまして、正式に解除される予定となっております。また、国による出荷制限指示の他、県では100ベクレル以下50ベクレル以上の基準値が検出された水産物につきましては、独自に採捕自粛の要請を行ってきたところでございます。現時点で県から採捕自粛の要請を行っているものは名取川と同水系の穴戸川、本砂子川のイワナのみになっておりますが、これにつきましても、国による名取川の解除に合わせて、あさって採捕自粛の要請を解除することといたしました。なお、県内では出荷制限の解除後、3魚種、6河川におきまして、出荷制限が継続されるものもございまして、引き続き、モニタリング検査を実施しまして、早期出荷制限の解除に向けて取り組んでいく予定としております。

私からは以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

これも東日本大震災の復興の1つですね。放射能ですから、時間がかかりますけれども、こうやって少しずつ復興するということだと思います。

他にございませんか。

お願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

先ほど協議事項で説明差し上げました資料3につきまして、間違いがございましたので、追加で訂正をお願いいたします。申し訳ございません。資料3おめくりいただきまして2ページ目でございます。花山漁業協同組合さんのワカサギの種苗放流で上から3行目の種苗放流量でございまして、来年は更に放流量を増やして実施予定ということでしたので、矢印の方向が今、横向きになっておりますけれども、上向きに訂正をお願いいたします。矢印が上向きに訂正でございます。それからすみません、もう少しでございます。続きまして、伊豆沼漁協さん、同じ2ページ目の伊豆沼漁協さんのウナギにつきまして、こちらの補助金がなくなって、放流量が減少したということで令和6年度も令和5年度よりは減るということでしたので、矢印横向きを下向きに訂正をお願いいたします。伊豆沼漁協さんのウナギが下向き矢印になります。さらにめくっていただきまして、4ページ目の一番下広瀬名取川漁協さんのヤマメの種苗放流量、上から5行目の4番目の種苗放

流量につきまして、令和5年が2万5千尾だったのに対して、令和6年が2万尾となりますので、こちらも下向きの矢印に訂正をお願いいたします。4番目の種苗放流が下向き矢印になります。そして、最後でございます。5ページ目の白石川漁協さんでございます。5ページ目の真ん中の白石川漁協さんの上から3つ目のイワナの種苗放流につきまして、令和5年が100キロに対して、令和6年の計画が70キロということでございましたので下向き矢印での訂正をお願いいたします。白石川漁協さんのイワナが下向き矢印となります。

追加の修正につきましては以上でございます。間違いが大変多くて、誠に申し訳ございませんでした。

○小野寺会長

他にございませんか。

それでは、次に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括課長補佐

事務局から、次回の内水面漁場管理委員会の開催日程について連絡させていただきます。

先ほどの協議事項の中にも、今回は7月中旬と記載してございますが、日程がまだだいたい先ということもありまして、まずは7月中を予定させていただいております。開催日時など確定次第、また改めて連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

他にございませんか。

なければ、本日予定しておりました議題は、以上で全て終了いたしました。

ありがとうございました。

○事務局 高橋総括課長補佐

小野寺会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会の一切を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

－ － － － 委 員 会 終 了 － － － －

《議決（決定）事項》

議題

(1) 審議事項

- イ 小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について
- ロ 遊漁規則の変更認可について

(2) 協議事項

- イ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画（案）について
- ロ 令和6年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について

(3) 報告事項

- イ 共同漁業権の資源管理の状況等の報告について
- ロ カワウの状況について

(4) その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

ニ野寺 秀也

署名委員

イ 藤 裕美

署名委員

菅 原 元

書 記

瀧上 瑠璃

